

指定自立支援医療機関の皆様へ

次の点について、ご留意、ご協力いただきますようお願いいたします。

1. 患者さんに受給者証等を持っているか、ご確認ください。

医療保険の特定疾病制度（長期高額疾病）だけでなく、国の公費負担医療制度等の医療を受診しているにもかかわらず、被保険者証のみ提出されている場合は、国の公費負担医療制度等の受給者証をお持ちでないかご確認ください。

医療保険の特定疾病制度（長期高額疾病）の医療を受診の場合、健康保険特定疾病療養受療証及び自立支援医療受給者証等の有無について確認が必要になります。

2. 自己負担上限額管理票の確認、必要事項の記載をお願いします。

受給者証の確認と同様に、患者さんから障害者総合支援法に基づく自立支援医療（更生医療等）の「自己負担上限額管理票」の有無をご確認願います。

また、「自己負担上限額管理票」に徴収した自己負担額や当月中に支払った自己負担の累積額等の必要事項を記載願います。なお、記載後は患者さんへ「自己負担上限額管理票」をお渡しください。

3. 診療報酬請求の優先順位を確認し請求してください。

診療報酬を次の順位で請求しているかご確認ください。

- ① 医療保険
- ② 医療保険の特定疾病制度（長期高額疾病）／高額療養費
- ③ 公費負担医療制度／自立支援医療費

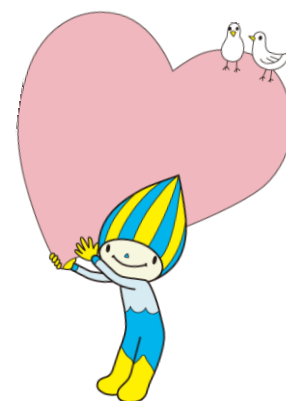
4. 問い合わせ先は下記をご覧ください。

（1）制度内容及び一般的な事項等について

- 岐阜県障害福祉課地域生活支援係 058-272-1111（内線3486）

（2）指定自立支援医療機関の指定申請・変更・更新等について

- 岐阜県身体障害者更生相談所 058-231-9715
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8631.html>



公費負担医療制度を適正に運用するため、ご協力をお願いいたします。